

21 日 獣 発 第 97 号

平成 21 年 7 月 6 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
会 長 山 根 義 久  
(公印及び契印の押印は省略)

**犬等の輸出入検疫規則に基づき定められた農林水産大臣の指定する検査施設の名称等の変更について**

このことについて、平成 21 年 6 月 29 日付け 21 消安第 2863 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添写しのとおり通知があったのでお知らせします。

犬等の輸入検疫については、マイクロチップ等による確実な個体識別措置が講じられている場合は、農林水産大臣の定める基準に適合するもの又はこれと同等以上の検査能力を有するものとして農林水産大臣の指定する検査施設（以下、「指定施設」という。）において、農林水産大臣の定める方法により測定した抗体価が血清一ミリリットル当たり 0.5 国際単位以上である旨及び当該血液が採取された日を記載した輸出国政府機関の発行する証明書又は家畜防疫官の発行する証明書若しくはその写しが添付されている場合には係留期間を短縮できるとされておりま

す。

このたびの通知は、指定施設の名称等の変更に係るものであり、犬等

の輸出入検疫規則（平成 11 年農林水産省令第 68 号）第 4 条第 1 項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口の規定に基づき、平成 21 年 6 月 29 日農林水産省告示第 856 号が公布され 3 施設の名称が変更されたこと及び 1 施設が削除されたことについて通知するとともに、今後とも本会に特段の協力を求めたいとするものです。関係会員等への周知方お願いします。

（注）本件についての照会先（担当者）：松岡 事務局主任

写

21消安第2863号

平成21年6月29日

社団法人日本獣医師会長 殿

農林水産省 消費・安全局長



犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口の規定に基づき、同口の農林水産大臣の指定する検査施設を定める件の一部を改正する件について

今般、犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号）第4条第1項の表輸入の項犬等の区分の欄の3の口の規定に基づき、平成21年6月29日農林水産省告示第856号（犬等の輸出入検疫規則第4条第1項の表輸入の項犬等の区分の欄の3の口の規定に基づき、同口の農林水産大臣の指定する検査施設を定める件の一部を改正する件）が別紙のとおり公布されましたのでお知らせします。

このことについて、御了知の上、今後とも動物検疫に特段の御協力をお願いいたします。

なお、農林水産大臣が指定する施設については、動物検疫所のホームページに掲載しております。

ホームページアドレスは以下のとおりです。

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/lab.html>



# 官報

印刷・集縮  
局刷印立人法行政立独

## 目次

### 〔省 令〕

○障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三三）

### 〔告 示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務三三六）

○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づくフィルタリング推進機関の登録に関する件（総務・経済産業三）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委二九）

○日本国に帰化を許可する件（法務二九八）

○ティラベリ州ギニアウォーム撲滅対策飲料水供給計画のための贈与に関する日本国政府とニジエル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三三九）

○一次産品のための共通基金を設立する協定へのユーラシア経済共同体の加入に関する件（同三四〇）

○一次産品のための共通基金を設立する協定への西アフリカ諸国経済共同体の加入に関する件（同三四一）

○化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約のドミニカ共和国及びバハマ国による批准に関する件（同三四二）

○エジプト・日本科学技術大学の設置に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の協定の署名に関する件（同三四三）

○生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書へのコモロ連合の加入に関する件（同三四四）

○政府調達に関する協定の附属書Iの修正に関する件（同三四五）

○第九回特別弔慰金国庫債券の様式の要項を定める件（財務二一五）

○犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三のロの規定に基づき、同ロの農林水産大臣の指定する検査施設を定める件の一部を改正する件（農林水産八五六）

○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（同八五七）

○高速自動車国道に関する件（国土交通六八六、六八八）

○道路に関する件（中部地方整備局七四、七五）

○道路に関する件（九州地方整備局九〇）

○高速自動車国道に関する件（同九一）

○道路に関する件（北海道開発局七六、七七）

○高速自動車国道に関する件（同七八）

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

内閣 公正取引委員会 国家公安委員会

警察庁 外務省 財務省

### 〔叙位・叙勲〕

### 〔官庁報告〕

### 官庁事項

特定保安林の指定について（農林水産省）

特定保安林の指定の解除について（同）

### 法 務

公証人任免（法務省）

### 〔公 告〕

### 諸事項

### 官庁

農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告関係

### 裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

### 会社その他

会社決算公告

○農林水産省告示第八百五十六号

犬等の輸出入検査規則(平成十一年農林水産省令第六十八号)第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口の規定に基づき、平成十六年十一月十一日農林水産省告示第二千九十九号(犬等の輸出入検査規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口の規定に基づき、同口の農林水産大臣の指定する検査施設を定める件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。ただし、平成十九年七月一日前に狂犬病リファレンスラボラトリーにおいて、又はこの告示の施行前にこの告示による改正前の他の施設において血液中の抗体価を測定した場合においては、当該血液の採取された日から起算して二年を経過する日までは、犬等の輸出入検査規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口に規定する農林水産大臣の指定する検査施設において測定したものとみなす。

平成二十一年六月二十九日

農林水産大臣 石破 茂

表動物疾病管理中央研究所の項を次のように改める。

ワーハニンゲン大学リサーチセンター中央獣医研究所	オランダ	レリスタッド所在
--------------------------	------	----------

表狂犬病リファレンスラボラトリーの項を削る。

表プリユッセル・バスターール研究所の項を次のように改める。

公衆衛生科学研究所	ベルギー	プリユッセル市所在
-----------	------	-----------

表国立獣医学診断センターの項を次のように改める。

食品・獣医国立診断センター	ラトビア共和国	リガ市所在
---------------	---------	-------

○農林水産省告示第八百五十七号

農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年六月二十九日

農林水産大臣 石破 茂

1 農機具の種類、型式名、台格番号及び検査者の名称	農機具の種類	農機具の型式名	台格番号	検査者の名称
農機具の種類	MF HTR 1	209001	株式会社	エム・エス・ケー農業機械株式会社
クボタ	Q-KB20	209002	株式会社	クボタ
クボタ	SF-JB11	209003	"	"
クボタ	SF-JB19X	209004	"	"
クボタ	SF-JB19X-2	209005	"	"
クボタ	SF-KB23X	209006	"	"

2 検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農業生産支援課、地方農政局、内閣府中部総合事務局長、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において図表に供する。

○国土交通省告示第六百八十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第七条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年六月二十九日

国土交通大臣 金子 一敏

路線名 常磐自動車道

道路の区域 区 間 敷地の幅員 延 長

宮城県亘理郡山元町小平字柳田一四番二から同県亘理郡山元町大字二反田二三番二まで	最大	二二〇	延	二、四二五
宮城県亘理郡亘理町吉田字上野地一番一から同県亘理郡亘理町逢隈字袋字北新丁八〇番二まで	最大	一一四	延	一〇、四一〇

○国土交通省告示第六百八十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第七条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年六月二十九日

国土交通大臣 金子 一敏

路線名 四国横断自動車道阿南四万十線

道路の区域 区 間 変更前 敷地の幅員 延 長

土佐市東鶴地字カル石ヶ谷一〇一四番六から同市東鶴地字カル石ヶ谷二五八番一まで	前	最大 二〇四	延	五八
	後	最大 二〇九		
		最小 一六七		

○国土交通省告示第六百八十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年六月二十九日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十九日

国土交通大臣 金子 一敏

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
北海道釧路自動車道	北広島市輪厚七二番一三から同市輪厚五三二番一九まで	平成二十一年六月二十九日

○中部地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年六月二十九日

中部地方整備局長 佐藤 直良

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	百五十八号
(三) 道路の区域	区 間
	変更前 敷地の幅員 延 長
	後別

高山市清見町牧ヶ洞字洞平四四〇一番七から同町牧ヶ洞字洞平四三三番一まで	前	二九・〇〇〇	延	四・四二二
	後	二〇・〇〇〇		

図面縦覧場所 中部地方整備局及び同局高山国道事務所

犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口の規定に基づき、同口の農林水産大臣の指定する検査施設を定める件の一部を改正する件（案）新旧対照条文

○ 犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口の規定に基づき、同口の農林水産大臣の指定する検査施設を定める件（平成十六年十一月十一日農林水産省告示第二千十九号）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案						現行					
<p>犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口に規定する農林水産大臣の指定する検査施設は、次の表に掲げるとおりとする。</p>											
施設名称						施設所在地					
(略)						(略)					
ワーヘニンゲン大学リサーチセンター中央獣医研究所						オランダ レリスタッド所在					
(略)						(略)					
(削る。)						(削る。)					
(略)						(略)					
公衆衛生科学研究所						ベルギー ブリュッセル市所在					
<p>犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口に規定する農林水産大臣の指定する検査施設は、次の表に掲げるとおりとする。</p>											
施設名称						施設所在地					
(略)						(略)					
動物疾病管理中央研究所						オランダ レリスタッド所在					
(略)						(略)					
狂犬病リファレンスラボラトリー						チェコ共和国 リベレッツ市所在					
(略)						(略)					
ブリュッセル・パストウール研究所						ベルギー ブリュッセル市所在					

(略)	食品・獣医国立診断センター	(略)
(略)	ラトビア共和国 リガ市所在	(略)

(略)	国立獣医学診断センター	(略)
(略)	ラトビア共和国 リガ市所在	(略)